

感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止対策に関する指針

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部福島県済生会

済生会光風園訪問介護事業所

感染対策指針

光風園訪問介護事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉（介護福祉）サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉（介護福祉）サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取り組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ）利用者の健康管理
 - ロ）職員の健康管理
 - ハ）標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行

動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年 1 回以上の「訓練」を定期的実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。
- ⑥ 委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、6 カ月に 1 回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催する。

（２）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP） に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ）生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ）消毒
 - ハ）ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ）濃厚接触者への対応など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて所長と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
 - イ）医療機関：済生会川俣病院・連絡先 024-566-2323
 - ロ）保健所：福島県北保健福祉事務所・連絡先 024-534-4156
 - ハ）指定権者：川俣町役場 保健福祉課・連絡先 024-566-2111
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて所長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ）社内：主任・連絡先 080-8209-3240
 - ロ）社内：副主任 連絡先 090-9533-6256

<附則>

本方針は、2023年2月1日から適用する。